**製造販売後調査等変更契約覚書**

　受託者　公立大学法人 横浜市立大学（以下「甲」という。）と委託者 　　　　 　　　（以下「乙」という。）との間で西暦　　　　　年　　月　　日付で締結した製造販売後調査等契約書（以下「原契約書」という。）に関して、次のとおり製造販売後調査等変更契約覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書の定めにない事項ついては、原契約書のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査対象品目名 |  | 一般名 |  | |
| 調査課題名 |  | | 試験番号 |  |
| 契約期間 | 西暦　　　　　年　　　月　　　日　～　西暦　　　　　年　　　月　　　日 | | | |

（変更事項）

第1条　原契約書を以下の通り変更する。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
| 第●条第●項 | 第●条第●項 |

（削除事項）

第２条　原契約書における以下の条項を削除する。（必要に応じて「また、それ以降の条項を繰り上げる。」を追記すること）。

【削除条項】

（追加事項）

第３条　原契約書に以下の条項を追加する。（必要に応じて「また、それ以降の条項を繰り下げる。」を追記すること）

【追加条項】

（研究経費）

第４条　本覚書締結により生じる経費の額は以下の通りとする。（本条が不要な場合は、記載を削除して第５条を繰り上げること）

(1)

(2)

２　乙は、原契約第８条第２項の規定に係わらず、前項の経費に消費税を加算の上、本覚書締結時に甲の発行する請求書に基づき、記載の期限までに甲に納付しなければならない。

（有効期間）

第５条　本覚書の適用期間は、本覚書締結日から効力を発揮し、原契約の終了日に終了する。（第２条～第４条が不要な場合は、適宜第５条を繰り上げること）

　以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

　　　西暦　　　　　年　 　月　　　日

甲　横浜市金沢区瀬戸22番2号

　　公立大学法人横浜市立大学

　　理事長　　　　 印

　（実施医療機関所在地）横浜市金沢区福浦三丁目9番地

（又は横浜市南区浦舟町四丁目57番地）

　（実施医療機関名）公立大学法人横浜市立大学附属病院

（又は附属市民総合医療センター）

乙　住所（所在地）

　　法人名

　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　 印

上記の契約内容を確認しました。

　　　西暦　　　　　年　　　月　　　日

調査責任医師　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印）